



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

男女雇用機会均等法に関する改正内容 ～間接差別の定義見直し、 同性間のセクハラ禁止等～

◆今年 7 月 1 日施行

昨年 12 月 24 日に、厚生労働省から、男女格差の縮小や女性の活躍促進を推進するための、男女雇用機会均等法の施行規則を改正する省令等が発表されました。

主な項目は下記の通りであり、いずれも今年の 7 月 1 日から施行されます。

- (1) 間接差別となり得る措置の範囲の見直し
- (2) 性別による差別事例の追加
- (3) セクハラ予防・事後対応の徹底

これらについて具体的な内容を見ていきましょう。

◆合理的理由のない転勤要件は間接差別に

まず (1) については、間接差別（差別的な条件や待遇差を直接は設けていないものの、結果的に一方の性に対して不利益を与えること）となるおそれがある措置のうち、「総合職の募集または採用に係る転勤要件」について、「総合職」の限定を削除し、昇進・職種の変更が措置の対象に追加されました。

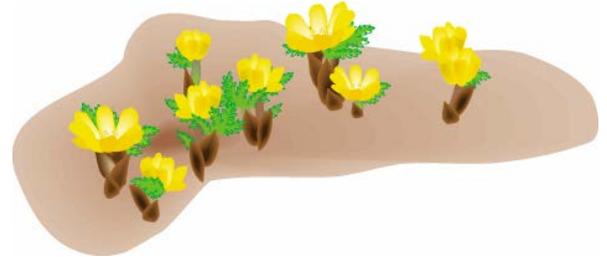
これにより、すべての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更にあたって、合理的な理由なく転勤要件を設けることは、間接差別に該当することとなります。

◆結婚していることを理由とした差別の禁止

次に (2) については、性別を理由とする差別に該当するものとして、「結婚していることを理由として職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取扱いをしている事例」が追加されました。

◆同性間のセクハラも禁止

(3) については、職場におけるセクハラには、同性



に対するものも含まれることなどが明示されました。

また、セクハラ被害者に対する事後対応の措置の例として、「管理監督者」や「事業場内の産業保健スタッフ」などによるメンタルヘルス不調への相談対応が追加されました。

企業の「退職給付制度」に関する 最新調査結果

◆ 4 社に 1 社は退職一時金・退職年金「なし」

昨年 11 月発表（厚生労働省）の「就労条件総合調査」は、常用労働者数 30 人以上の企業を対象に調査を行い、4,211 社から有効回答を得てまとめられています。

同調査では、前回調査以来 5 年ぶりに退職金の支給状況に関する調査が行われましたが、それによれば、2008 年当時は 83.9%の企業が退職給付制度ありと回答していたところ、今回は 75.5%まで減少しています。

◆ 「退職一時金制度のみ」が大幅増

制度の形態別にみると、2008 年当時は 31.9%あった「退職一時金・退職年金を併用」する企業が 22.6%へと大きく減少し、「退職一時金制度のみ」とする企業が 55.3%から 65.8%と、大きく増えました。

支払準備形態については、退職一時金制度がある企業では「社内準備」とする企業が 64.5%で最も多く、次いで「中小企業退職金共済制度（中退共）」が 46.5%でした。

一方、退職年金制度がある企業では「厚生年金基金」（44.8%）が最も多く、確定拠出年金（企業型）の 35.9%と確定給付企業年金の 35.6%は僅差でしたが、今後は、厚生年金基金制度の見直しが進むにつれ、状況が変化する可能性があります。

◆支給額も大幅減

勤続 35 年以上の定年退職者の退職給付額は、大卒者が 2,156 万円（前回は 335 万円減）、高卒者（管理・事務・技術職）が 1,965 万円（同 273 万円減）、高卒者（現業職）が 1,484 万円（同 537 万円減）で、いずれにおいても支給額が大きく減少しました。

◆これからの主流は「確定拠出年金」？

一時は「確定拠出年金の 6 割が元本割れ」との報道もなされましたが、2013 年 9 月時点において、株価上昇等により、98%の加入者が元本割れの状況を脱し、通算の運用利回りの平均は年率で 3%台に回復しました。

2014 年度の税制改正においては拠出限度額の引上げについて検討が進められていますが、税制上の優遇措置もあることから、今後、厚生年金基金制度の見直しにより、確定拠出年金へと移行するケースが増加する可能性もあります。

退職給付制度のある企業においては、メリット・デメリット双方に関する情報収集が必要となるでしょう。

2月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

3日

- 贈与税の申告受付開始<3月17日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

17日

- 所得税の確定申告受付開始<3月17日まで> [税務署]

※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

寒さが一段と増した今日この頃ですが、皆さまいかがお過ごしですか。

全国健康保険協会（協会けんぽ）は1月14日、2014年度の医療の保険料率を全都道府県でいずれも13年度と同じにすると発表しました。栃木県は、9.95%で、全国平均も10.0%で据え置きとなります。13年の法改正で準備金の取り崩しが可能になったため、約600億円を準備金から回して保険料率を維持する見通しです。

しかしながら、協会けんぽは、2014年度の介護保険料率を前年度比0.17ポイント引き上げ1.72%にすると発表しました。

医療の保険料率は据え置くが、国の財政支援が現状のままなら、準備金は16年度に枯渇し、18年度には保険料率を引き上げなければならなくなる恐れがあるとしています。消費税の増税分は全額社会保障費に当てることになっていますが、企業や従業員が負担すべき保険料は上昇傾向が続き、負担感は強まっています。